

建築物空気調和用ダクト清掃業登録

必要な機械器具等*1	従事するのに必要な資格等	その他の要件
電気ドリル及びシャー又はニブラ	空気調和用ダクト清掃作業監督者*4	作業に用いる
内視鏡*2	従業者研修の実施*5	機械器具等の
電子天秤又は化学天秤*3		維持管理方法
コンプレッサー		が厚生労働省
集塵機		公告第117
真空掃除機		号に適合して
		ること

- * 1 機械器具等は事業登録期間中は当該事業登録業務専用として営業所で保管しなければなりません。
- * 2 0.2m/秒以上の風速を測定可能なもの
- * 3 測定器固定用台車等
- * 4 監督者等の有資格者は他の登録営業所の同監督者等、他の登録業種の有資格者等、ビル管理技術者との兼任はできません。
ビル管理技術者は過去に一度も空気環境測定実施者として登録されたことがない場合に限り同実施者としての登録ができます。